

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表岩戸住宅の項中「4」を「3」に改め、同表ひばりヶ丘第1住宅の部中

「

霧島市牧園町宿窪田1241番地 4	簡易耐火構造 平家建	4	昭和45
----------------------	---------------	---	------

を

」

「

霧島市牧園町宿窪田1241番地 4	簡易耐火構造 平家建	2	昭和45
----------------------	---------------	---	------

に改め、

」

同表牧場住宅の部中

「

霧島市牧園町高千穂3869番地 4	簡易耐火構造 平家建	6	昭和32
----------------------	---------------	---	------

を削り、

」

同表田原住宅の部中

「

霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	19
----------------	---------------	----

を

「

霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	15
----------------	---------------	----

に改め、

」

同表下平住宅の部中

「

霧島市隼人町松永297番地	木造平家建	2	昭和 32
霧島市隼人町松永297番地	木造平家建	1	昭和 34
霧島市隼人町松永297番地	木造平家建	1	昭和 35

を

」

「

霧島市隼人町松永297番地	木造平家建	1	昭和 32
---------------	-------	---	-------

に改め、

」

同表三田坪団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。